

平成26年12月11日

給与所得と公的年金等所得に対する
課税のあり方について

- 平成26年度諮問に対する答申 -

日本税理士会連合会
税制審議会

税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した特別委員及び専門委員は次のとおりである。

〔 特 別 委 員 〕

(会 長)金子 宏

(会長代理)品川 芳 宣

阿 部 泰 久

荒 井 恒 一

五十嵐 徹

及 川 勝

苧 野 恭 成

川 北 力

鈴 木 正 徳

田 近 栄 治

田 中 治

中 里 実

中 村 秀 明

成 道 秀 雄

野 坂 雅 一

平 野 豊

伏 屋 和 彦

弥 永 真 生

山 田 二 郎

〔 専 門 委 員 〕

(専門委員長)小 池 正 明

(同副委員長)牧 野 正 高

川 島 雅

近 藤 雅 人

上 西 左大信

目 次

はじめに	1
給与所得課税の問題点とあり方	1
1 . 給与所得の範囲	1
2 . 給与所得控除の意義・性格	1
3 . 給与所得控除の水準と控除額のあり方	2
4 . 給与所得の実額控除制度のあり方	3
5 . 源泉徴収制度の問題点	4
6 . 年末調整制度の問題点	5
7 . 給与所得者の税額確定手続のあり方	5
公的年金等所得課税の問題点とあり方	6
1 . 公的年金等の範囲	6
2 . 年金所得に対する課税方法の問題点とあり方	6
3 . 社会保険料控除のあり方	7
4 . 公的年金等控除のあり方	7
5 . 公的年金等に係る所得区分のあり方	8
6 . 源泉徴収制度と税額の確定方式のあり方	8
給与所得と公的年金等所得の課税のバランス	9
1 . 給与所得者と年金所得者に対する税制のあり方	9
2 . 給与所得と公的年金等所得における控除のあり方	9
おわりに	10

はじめに

わが国の就業者の大多数が給与所得者であり、また、今後さらに公的年金の受給者が増加していくことからみると、給与所得や公的年金に係る所得に対し、どのような課税の仕組みを採用するかは、税制における最重要課題の一つであると考えられる。

現行の税制では、給与所得と公的年金等所得について、給与所得控除及び公的年金等控除が措置されているが、これらの概算控除額はいずれも過大であり、課税ベースが浸食されているのではないかと、また、給与所得者である現役世代と年金世代を比較すると、前者に対する負担が相対的に重く、世代間での課税の不公平が生じているのではないかと、というのが当審議会の基本的な問題意識である。

平成 26 年 5 月 22 日付日連 26 第 233 号をもって諮問のあった「給与所得と公的年金等所得に対する課税のあり方について」の審議に際し、当審議会は、上記のような問題意識の下で、現行税制の問題点とそのあり方について検討することとした。

本答申は、総会を 6 回、専門委員会を 7 回開催し、検討した結果を取りまとめたものである。

給与所得課税の問題点とあり方

1. 給与所得の範囲

給与所得課税の対象となる「給与等」とは、俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与とされており、使用者と被用者との間の雇用契約に基づいて提供される人的役務の対価に係る所得と定義することができる。

給与所得者は、使用者との関係において非独立的であるとされてきたが、近年では、いわゆる在宅勤務やフレックスタイムなど、さまざまな就労形態がみられるとともに、業績連動型報酬やストックオプションなど、給与の支払方法も変化しつつある。

これらの動向を勘案すれば、給与所得の範囲について、その時々状況に応じて適切なものとなるよう見直しを行っていく必要がある。とりわけ概算控除としての給与所得控除を存置する場合には、その範囲を適切に定めないと、事業所得や雑所得など他の所得との間で課税上の不公平が生ずるおそれがある。また、退職手当とされるべきものを給与に含めて支給する例や給与所得に該当するものを退職手当として支給する例もみられるが、給与所得と退職所得とでは課税方法が異なるため、所得区分をめぐる課税上の問題も生じることになる。

2. 給与所得控除の意義・性格

給与所得控除の意義・性格について、かつては、勤務に伴う概算経費控除、給与所得の担税力が他の所得より低いことを考慮した負担調整、給与所得と他の所得との捕捉率の違いを考慮した負担調整、源泉徴収によって申告納税者より早期に納

税することに対する利子相当額の調整、といわれていた。

このうち に関しては、給与所得に源泉徴収制度が適用されているため、他の所得に比して捕捉率が高いと考えられるが、事業所得等との間に捕捉率の差異があるとしても、税務執行上の問題であり、制度論としての給与所得控除のあり方とは直接的な関係はない。また、 については、利子相当額が僅少であること及び事業所得者等においては予定納税制度により確定申告前に納税を要する必要があることに留意する必要がある。

近年の税制の議論では、給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の2つの性格を有し、各々2分の1ずつとした上で、前者は勤務ないし職務の遂行のために支出する費用を概算的に控除するもの、後者は給与所得の担税力が弱いことに対する配慮であるという考え方が主流となっている。

このうち「他の所得との負担調整」については、給与所得者が所得税の納税義務者の大多数を占めていること、また、雇用形態や就労形態等の多様化を踏まえれば、給与所得控除の性格としては不要ないし不適切であると考えられる。収入金額から必要経費を控除するという所得計算の原則からみれば、給与所得控除は「勤務費用の概算控除」に純化した考え方によることが適当である。

なお、他の所得に比して給与所得の担税力が弱いとすれば、給与所得の金額の計算上は収入金額から必要経費部分のみを控除することとし、所得計算とは別に給与所得者を対象とした所得控除や税額控除などの措置を講ずることによって負担の調整を図るべきである。そのことによって収入金額から必要経費を控除するという所得計算の原則が維持できることになる。

3. 給与所得控除の水準と控除額のあり方

給与所得控除制度は、大正2年に創設された「勤労所得控除」がその始まりであり、昭和28年度の税制改正の際に「給与所得控除」に改められたものである。同制度について、昭和48年までは控除額に上限が設けられていたが、昭和49年度の税制改正以後、平成23年までは上限が撤廃されていた。その後、平成24年度の改正により再び上限額が定められ、平成26年度の税制改正においては、その引下げが行われている。

収入金額の多寡に応じて必要経費も増減するとすれば、給与所得控除額に上限を設けることは適当ではないという見方がある。しかしながら、給与所得控除が実額による必要経費控除ではないこと及び給与所得者が支出する実際の必要経費の額が現行の概算控除額を上回る例はほとんどないと考えられることからみると、控除額に上限を設けることは不合理ではない。上限額の水準についてはなお検討する余地があるとしても、概算控除制度を存置する場合には現行どおり上限額を設定する仕組みを維持することが適当である。

給与所得控除額の水準に関して、収入金額に対する控除額と控除率をみると、平成 29 年分以後の場合は次のとおりであり、収入金額が少額な場合には控除率が高く、逆に収入金額が高額になると、控除率は急激に減少する仕組みとなっている。

収入金額	控除額	控除率 (÷)
65 万円	65 万円	100%
100 万円	65 万円	65%
200 万円	78 万円	39%
500 万円	154 万円	31%
800 万円	200 万円	25%
1,000 万円	220 万円	22%
2,000 万円	220 万円	11%

わが国の給与所得に対する概算控除額は、主要諸外国の制度に比して過大となっているという指摘がある。給与所得者が職務上必要とする旅費等の支出や備品等の購入費は使用者が負担するのが通常であり、給与所得者自身が負担する必要経費の実態からすれば、わが国の概算控除額は過大となっていることは明らかである。とりわけ少額な給与と収入の場合にはその傾向が顕著であり、また、高額な収入を得ている場合には、上記のとおり収入金額に対する控除率は大きく減退するが、多くの場合、その控除額は実額による必要経費を上回っていると考えられる。したがって、概算控除制度によっても、現行の控除額については相当程度の引下げを行うことが適当である。

この点に関して、収入金額が少額な給与所得者については、その担税力を考慮して控除額を現行程度の水準とし、高額な給与所得者の控除額の水準を引き下げることが適当であるという意見があった。

なお、給与所得控除に最低生活費が考慮されているとすれば、税制のあり方として適切ではなく、基礎控除その他の人的控除の拡充や税額控除等の措置を講じて対応すべきである。給与所得控除を基礎控除的に捉え、課税最低限の一要素とすることは適切な考え方ではない。

4. 給与所得の実額控除制度のあり方

昭和 62 年度の税制改正で創設された特定支出控除制度は、給与所得者に確定申告を可能にするとともに、必要経費について実額控除の途を拓いたものである。同制度の対象となる特定支出は、通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費、勤務必要経費（図書費、衣服費及び交際費で年間 65 万円が限度）であり、平成 24 年度の税制改正において、勤務必要経費を加えるなど、その対象費目が拡大されるとともに、適用の判定基準の見直しが行われている。

同年度の改正によって、その適用者数は増加したものの、給与所得者全体からみれ

ば、依然としてその数は僅少である。このため、現行の特定支出控除制度については、その実効性に疑問がないとはいえない。

しかしながら、就労形態が多様化するなかで、給与所得者であっても専門的な知識や技術を習得し、より多額の収入を得るために個人事業者に近い勤務形態を選択する者もある。また、平成 24 年度の改正によって、今後その適用者が増加する可能性もある。

したがって、現状では特定支出控除制度の適用者が僅かであるとしても、給与所得者に実額による必要経費控除の途を開いておく必要がある。また、概算控除額が縮減された場合には、特定支出控除制度がより重要な意義を有することになる。これらを勘案すれば、特定支出の範囲と控除の仕組みを再検討し、より有効に機能する制度とする必要がある。

なお、現行の特定支出控除制度は、その対象費目の範囲や控除の仕組みからみて、給与所得者に特有の支出が多額に生じた場合の負担調整とみるべきであり、本来の意味での実額控除制度とは異なるものであることに留意する必要がある。

この点に関して、給与所得を得るために必要な経費の範囲を具体的かつ明確に定めることは実際問題として不可能であり、家事費や家事関連費との区分など執行上の問題を考慮すれば、完全な実額控除制度を導入することは極めて困難である。特定支出控除制度をベースとして本来の意味の実額控除制度を指向するとしても、当面は概算控除制度を維持せざるを得ないと考えられる。

5 . 源泉徴収制度の問題点

源泉徴収による国税については、納税義務の成立と同時に納付すべき税額が確定するという、いわゆる自動確定方式が採用されている。租税の債権債務関係を早期に確定させ、給与の支払者において特別の手続等を要することなく納付すべき税額が算定できるという点からみれば、自動確定方式は源泉徴収義務者の利便に資するものである。

しかしながら、従業員に対する経済的利益などが課税対象となった場合には、課税標準の算定に困難を伴うことが多く、また、税務調査において給与の認定課税が行われたような場合にも同様の問題が生じることになる。したがって、自動確定方式には源泉徴収義務者に過大な事務負担を強いるという側面がある。給与支払者の事務負担を軽減する観点から、源泉徴収の対象となる所得の範囲については引き続き検討する必要がある。

一方、現行の源泉徴収制度においては、給与所得者と国との関係が遮断されているという問題がある。源泉徴収税額に過誤があった場合には、給与の支払者と受給者の間で税額の精算を行うこととされているが、これは、過不足のない正当な税を徴収す

るという源泉徴収制度の本旨からみれば妥当な方法であり、適正かつ的確な徴収を担保するものであると解される。

しかしながら、本来の納税者である給与の受給者と国との関係を一切遮断することは、税制のあり方として疑問である。現行の制度では、源泉徴収義務者であった企業が倒産したような場合には、受給者との間で正当な税額に是正することが困難になるという問題がある。したがって、源泉徴収税額に過誤があった場合には、法令において、受給者が国に対して還付請求できる事由を定めた上で、源泉徴収義務者を介することなく、受給者の確定申告によって税額の精算を行うことを認めるべきである。

6．年末調整制度の問題点

給与所得者の大多数は確定申告を必要とせず、年末調整によって税額の精算が行われている。実務の観点から年末調整制度をみると、給与所得者はその支払者に対し、家族構成のみならず、さまざまな個人情報を開示しなければならないという問題がある。給与の支払事務の遂行上、その事業所に個人情報を開示する必要があるとしても、給与計算や年末調整事務を企業外に委託しているような場合には、個人情報が漏えいするリスクがある。

こうした問題を解決するためには、年末調整制度を廃止すべきことになるが、給与所得者の事務負担や執行上の問題を考慮すると、直ちに同制度を廃止することは現実的ではない。年末調整を行うか否かを給与所得者の選択制とすることも考えられるが、少なくとも当事者が開示を望まない事項は年末調整の対象とせず、その控除を受けるための手続を受給者の確定申告に委ねることとすべきである。

なお、給与の支払者の事務負担を考慮すれば、保険料に係る所得控除や住宅借入金等に係る税額控除などは、年末調整の対象とせず、医療費控除等と同様に受給者の還付申告により適用すべきであるという意見があった。

7．給与所得者の税額確定手続のあり方

税額の確定手続の面からみると、源泉徴収制度と年末調整制度は、給与所得者の納税手続を簡素化するとともに、行政コストの削減にも寄与していると考えられる。一方で、これらの制度は、租税を通じた国と納税者の関係を希薄化させ、納税者の税制に対する関心を弱めているという指摘がある。

近年では電子申告制度が普及するとともに、平成28年1月からは「社会保障・税番号制度」が本格的に始動する予定である。これらの制度を活用するとともに、税務当局の執行体制など、納税環境の整備が進展すれば、給与所得者に広く申告納税制度を適用することは必ずしも困難なことではないと考えられる。将来的には給与所得者にも確定申告制度を適用することとし、源泉徴収義務者の事務負担の軽減を図ることが望ましい。

なお、仮に年末調整制度が廃止され、申告納税制度に移行したとすれば、精緻な源泉徴収制度は不要となり、給与に係る徴収税額を収入金額に一定割合を乗じた金額とするなどの方法によることができる。そのような制度が実現すれば、給与計算の簡素化が図られ、源泉徴収義務者の事務負担は大幅に軽減されることになる。

公的年金等所得課税の問題点とあり方

1. 公的年金等の範囲

「公的年金等」とは、国等の公的機関から支給される国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの「公的年金」と、過去の勤務に基づき使用者であった者が負担した掛金に基づいて支給される厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金などの「企業年金」とされている。

このうち企業年金は、公的年金と異なり、私的年金に類似した性格を有していると考えられる。公的年金を補完するという位置付けもできるが、その性格は多様であり、公的年金がいわゆる賦課方式によっているのに対し、企業年金は積立金方式であることに留意する必要がある。

2. 年金所得に対する課税方法の問題点とあり方

公的年金等として課税対象になるのは老齢年金であり、現行では、障害年金と遺族年金は非課税とされている。このうち遺族年金を非課税としているのは、主たる所得の稼得者が死亡した場合に、その家族の生活を保護する趣旨であると解されるが、近年では遺族が就労する例が多く、また、遺族が相続資産を多額に有する場合もある。したがって、遺族年金を一律に非課税とすることは必ずしも適切であるとはいえない。現行の非課税制度を存置する場合には、公的年金等以外の所得を勘案した所得制限を付すなど、その要件を限定的に定めるべきであり、また、社会保障制度においても給付水準のあり方を検討する必要がある。

一方、私的年金のうちいわゆる個人年金は、収入金額からこれに対応する掛金又は保険料を必要経費として控除し、課税価額を算定することとされている。これに対し、企業年金は、私的年金に類似するものでありながら、公的年金等に含めて公的年金等控除を適用することとされている。

年金財政の悪化が懸念され、将来の公的年金給付の先細りが予想されるなかで、企業年金について、公的年金を補完するものと位置付けるとともに、高齢者の生活安定のための自助努力を奨励するという観点からは、企業年金からの給付に税制上の配慮が必要であるという指摘がある。また、厚生年金基金からの給付のうちいわゆる代行部分は、厚生年金を補完するものとして公的年金と同様に取り扱うことが適当であるという意見もある。

しかしながら、個人事業者や企業年金を設けていない企業の被用者との公平という観点からは、企業年金を一律に公的年金等に含めて課税関係を定めることは疑問である。掛金と給付金との関係からみれば、私的年金と位置付けられることから、企業年金は原則として公的年金等から除外し、個人年金等と同様の課税方法とすることが適当である。

なお、事業主が負担する掛金や保険料については、被用者に対する課税が繰り延べられるため、退職年金等積立金に対する特別法人税が措置されているが、金利水準等を勘案し、現在はその課税が停止されている。掛金等の運用段階における課税のあり方については、今後の金利水準や社会保障制度の動向等を踏まえ、特別法人税の廃止を含めて、さらに検討していく必要がある。

3．社会保険料控除のあり方

社会保険料の拠出は、将来における年金受給のための受益者負担であり、所得の処分とみれば、所得控除を適用することは適切ではないと考えられる。ただし、社会保険料が強制的に徴収されるものであること、また、年金の受給時に課税されることからみれば、現行どおり所得控除としての社会保険料控除制度を存置することが適当である。

この点に関し、諸外国には社会保険料についての所得控除を認めないとする一方で、受給する年金の一部を非課税とする例があるなど、さまざまな制度設計がなされているようであるが、社会保険料の拠出時に所得控除を行った上で、年金の受給時に課税するほうが納税者の理解を得やすいと考えられる。

なお、社会保険料に関して、現行の所得控除方式では、高い限界税率が適用される高額所得者の場合には実質的な負担が軽減される一方で、低所得者については税制上の配慮が働かず、その負担が過重になるという問題がある。また、社会保障費が増大していくなかで、事業主負担のあり方も現行制度のままでよいかどうかという問題もある。社会保険料は、その性格からみて一種の税であると考えられるが、その負担のあり方については、今後の税制と社会保障制度を踏まえ、所得税などと一体的に検討していく必要がある。

4．公的年金等控除のあり方

現行の公的年金等控除は、経済的稼働力が減退する局面にある年金所得者について、公的年金が生計維持の基盤となること等を考慮して措置されているものと考えられる。

しかしながら、給与所得と異なり、公的年金収入に対応する必要経費がないことからみれば、公的年金等控除は単なる負担調整を目的としたものであると解される。また、年金保険料の拠出時は、その全額について社会保険料控除を適用し、年金の受給時に公的年金等控除を適用することは二重控除とみることができる。したがって、現

行の公的年金等控除は相当程度の縮減を行うこととし、今後の社会保障制度の動向を踏まえつつ、将来的には廃止を含めた抜本的な見直しを行う必要がある。

この点について、公的年金が高齢者の最低生活を保障するものであることから、一定の控除を存置することが適当であるという指摘があるが、高齢者に対する税制上の配慮が必要な場合には、年齢や所得制限等を設けた上で、年金のみで生計を維持している者を対象とした所得控除又は税額控除等により対応すべきである。

なお、現行の公的年金等控除は、年齢に応じて控除額に差異を設けているため、世代内での課税の不均衡が生じていると考えられる。したがって、公的年金等控除を存置するとしても、年齢に応じた控除額の差異を廃止するとともに、公的年金収入に対応する必要経費がないことからみれば、収入金額の多寡にかかわらず、一律の控除額とすることも検討すべきである。

5．公的年金等に係る所得区分のあり方

公的年金制度からの年金給付を給与等とみなすこととされたのは、昭和 32 年度の税制改正時であったが、その後、昭和 62 年度の税制改正において雑所得に区分することとされた。これは、社会保険制度の整備・拡充に伴い、被用者以外の者にも給付が行われることとなったため、給与所得者が過去の勤務に関連して受ける給付という性格が薄れ、給与所得控除を適用することが不適當となったことがその理由である。

このため、昭和 62 年度の税制改正において、給与所得控除及び当時の老年者年金特別控除に代えて、新たに公的年金等控除を創設するなど、課税の仕組みを見直すこととし、公的年金等に係る所得を雑所得に区分したものである。

しかしながら、同年度の改正による所得区分の変更は、必ずしも理論的であるとはいえず、また、公的年金等以外の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その損失の金額を公的年金等に係る雑所得の金額から控除できるなどの問題があり、適切な課税方法が実現したとはいえない。

今後、公的年金の受給者が増大することにかんがみると、公的年金等控除制度の存否や公的年金等に係る所得金額の計算方法のいかんにかかわらず、公的年金に係る所得は雑所得から分離させ、新たな所得区分を創設することが適当である。

6．源泉徴収制度と税額の確定方式のあり方

公的年金等の受給者数が増大するとともに、年金が定期的に支給されるものであることからみると、所得税の徴収方法としては源泉徴収が適当であり、今後とも現行制度を維持すべきである。

公的年金等所得に係る税額確定方式に関して、平成 23 年度の税制改正により、公的年金等収入が 400 万円以下の場合には、確定申告を不要とする制度が設けられた。電子申告の普及や番号制の整備によっては、年金所得者に確定申告を求めることも不可

能ではないと考えられるが、年金所得のみを有する高齢者に確定申告を強制するのは現実的ではない。申告不要基準である400万円が妥当かどうかを検証した上で現行の確定申告不要制度を存置することが適当である。

給与所得と公的年金等所得の課税のバランス

1. 給与所得者と年金所得者に対する税制のあり方

現行の給与所得控除と公的年金等控除を比較すれば、最低控除額は後者のほうが多額であり、課税最低限も給与所得者より年金所得者のほうが高い。このため、現行の税制は、現役世代により多くの負担を求めるものとなっている。

この点については、所得の稼得能力のある現役世代に多くの負担を求めることとし、その者が年金世代となった場合には負担を軽減するのが自然であるという考え方もできる。しかしながら、高齢者の生活保障は社会保障制度によって手当すべき問題であり、税制としての負担公平の観点からは、現役世代と年金世代との間の課税の不均衡を縮小することが適当である。

給与所得者と年金所得者に対する課税のあり方を検討するに際しては、今後の社会保障制度の動向を踏まえるとともに、生涯を通じた税負担を考慮する必要がある。現役世代であっても、やがては年金世代となることからみれば、いずれの局面においても税負担を不相当に軽減し、あるいは生涯を通して重課することは、それぞれの間で課税の不均衡・不公平を生じさせることになる。したがって、給与所得及び公的年金等所得に対する課税の見直しに際しては、長期的な視点に立って制度設計を行う必要があると考えられる。

2. 給与所得と公的年金等所得における控除のあり方

高齢者の雇用が増加しつつあるなかで、公的年金を受給するとともに、給与収入のある者が少なくないのが実情である。給与所得と公的年金等所得に対し、それぞれに概算控除を認めるとしても、双方の所得を有する者について、現行の給与所得控除と公的年金等控除を併せて適用することは、それぞれの所得の性格を勘案しても過大控除であると考えられる。

したがって、給与所得控除を適用する場合には、公的年金等控除を減額調整するなどの仕組みを検討する必要がある。その際には、給与所得と異なり、公的年金等所得には必要経費がないことに留意する必要がある。

所得課税の基本的考え方との関係について、課税の対象となる所得の金額は、収入金額から必要経費を控除して計算することが原則である。こうした観点からは、給与所得の金額の計算上控除する額は、実額控除と概算控除のいずれによっても、必要経費部分の金額に限定すべきことになる。一方、公的年金等所得については、必要

経費がないことからみて、収入金額が所得の金額となる。

このような所得計算の原則によれば、給与所得と公的年金等所得のいずれについても、現行より税負担が増加することになる。そのことについてコンセンサスが得られないのであれば、一定の負担調整が必要になるが、その際に所得金額の計算において控除額の増減等を行うことは適当とはいえない。前記したとおり、給与所得についての「他の所得との負担調整」を所得控除又は税額控除として行い、公的年金等所得についても、同様に所得金額の計算以外の控除項目を設定することが適当である。そのような税制を採用することによって所得課税の原則を遵守すべきである。

おわりに

高齢化が進行するとともに、労働人口が減少しつつあるわが国では、現役世代、とりわけ若年層に大きな負担を強いており、今後その傾向が強まっていくと考えられる。こうした状況の下で、現役世代と年金世代の間でどのように負担を分かち合うかという問題は、その重要度が増していくことは明らかである。

この問題に関し、公的年金は、現役時代の拠出に基づく社会保障給付であり、高齢者の生活保障の観点から、その所得に対する税を減免すべきであるという意見があるが、わが国の現状からみて容認できる考え方ではない。したがって、現役世代である給与所得者に対し一定の負担を求めることは当然であるが、同時に担税力のある公的年金の受給者に対しても相応の負担を求めていく必要がある。

現行の税制をみると、公的年金については、保険料の拠出時と年金の受給時を通して事実上の非課税制度となっている。このため、給与所得者を中心とする現役世代により多くの負担を強いる結果となっているが、現役世代の勤労意欲を減退させないためにも世代間の公平を図る税制を構築すべきである、というのが当審議会の基本的な認識であり、主たる提言である。

給与所得と公的年金等所得に係る税制を個別にみると、それぞれの所得計算において概算控除制度が採用されているが、いずれについても現行の控除額が過大であることは明らかである。したがって、答申本文で述べたとおり、これらについては相当程度の縮減をすべきであるが、その際には、公的年金収入に対応する必要経費がないことを踏まえて見直す必要があることを強調しておきたい。また、適切な課税ベースを維持するために、給与所得控除と公的年金等控除の重複適用についても早急に見直しを行う必要がある。

このほか、本答申では、現行の源泉徴収制度は、給与の支払者に過大な事務負担を強いていることから、年末調整制度のあり方を含めて、その負担軽減を図るべきこと、遺族年金の非課税制度の適用について一定の制限を設けること、私的年金に類似する企業年金の課税方法を見直すこと、公的年金等所得に係る所得区分を新たに創設すべきこと

などを提言するものである。

社会保障費が著しく増大しているわが国において、その財源をどのように調達するか、また、そのための税制をどのように構築するかは喫緊の課題であるが、そのすべてを消費税に依存することが困難であることはいうまでもない。給与所得と公的年金等所得に対し、適切な課税を行うことにより財源調達機能が有効に発揮される税制となることを望みたい。